

## 第8回教育委員会会議

1 日時 平成31年4月9日 火曜日 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

多田 勝哉 教育次長

松本 勝己 城東区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

水口 裕輝 指導部長

忍 康彦 学校環境整備担当部長

大川 博史 学校適正配置担当課長

村川 智和 学校適正配置担当課長

藤巻 幸嗣 教務部長

窪田 信也 教職員服務・監察担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長

福山 英利 首席指導主事

松浦 令 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名

(3) 案件

報告第9号 教員の長時間勤務解消に向けた調査研究について

報告第10号 大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案

報告第11号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

報告第12号 大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

協議題第12号 大阪市教育振興基本計画の中間評価及び見直しについて

議案第34号 市会提出予定案件（その10）（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）

報告第13号 学校適正配置再編基本計画の年度末状況について

なお、議案第34号及び報告13号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第9号「教員の長時間勤務解消に向けた調査研究について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

株式会社富士通総研より最終報告書の提出を受けたので報告する。

この調査では、教員の時間外勤務時間の目標に向けた業務改善策の検討を行い、3年を目途に全小中学校において各校一月当たりの平均時間外勤務時間が月30時間を下回ること、速やかに全小中学校において一月当たりの平均時間外勤務時間が月80時間以上の長時間勤務者の解消を目指すことを目標とした。

調査研究の手順としては、1学期に業務改善策を策定して、2学期にモデル校での検証を行い、3学期に検証結果の取りまとめを行っている。

業務改善策はモデル校の代表者が集まる作業部会で検討、検証を行い、全校展開に向けた検討等をモデル校以外の校長が参加する評価委員会において行った。

作業部会では実施されている校務と時間外勤務が生じる原因、問題点を抽出し、その改

善策の検討を行った。改善策を5つに分類し、11の検証テーマに整理している。

モデル校における検証は、検証テーマをモデル校で実際に行う試行実施と、実施把握に向けた記録依頼、管理職等に意見等を確認するヒアリングに分けて実施した。

検証結果の例として、スクールサポートスタッフの仮導入では、教員が依頼できる作業が相当量存在していたということもわかった。また、教員が負担軽減を体感した時間がスタッフの作業時間の1.25倍との回答があった一方で、スタッフへの作業指示の負担などの指摘もあり、導入にはマニュアル等の整備などの課題解決が必要とされている。

検証結果の例として、学校で行う地域対応では、モデル校に対するヒアリング調査を行った結果、平日夜間、休日に行われる地域行事等に参加することが問題とされており、追加調査を実施したところ、1校当たり1年で延べ514.6時間が地域行事等に費やされていることがわかった。また、行事の必要性や負担感の回答を見ると、必要性が高くなく負担感の多い行事や対応が存在するということがわかった。地域対応の見直しに向けては、これらを踏まえつつ、主催団体の理解、協力が得られるような依頼の仕方を検討する必要があるとされている。

検証結果の例として、時間外勤務時間の実績確認では、長時間勤務の解消における個々の教員の意識づけに向け、教職員勤務情報システムの情報をもとに、前月及び年度内の前月までの月平均の時間外勤務時間について、全市及び各校の平均値と各校順位を調査して、モデル校に教員への周知を依頼した。モデル校の10月と11月、11月と12月、10月と12月の時間外勤務時間の推移を見ると、全市平均よりも減少している学校が多く、意識づけに一定の効果が見られた。

モデル校の中には各教員への周知が行き届かなかった学校もあり、極力管理職の手を煩わせない簡易な周知方法が期待されるほか、民間企業等では当月の時間外勤務時間が一定水準に達すると通知するといった仕組みが導入されているところもあり、周知方法や周知内容を検討する余地があるとされている。

期待される削減効果を試算したところ、小学校については、月平均時間外勤務時間が平成29年度の31.6時間から27時間への削減が期待でき、中学校については、月平均時間外勤務時間が平成29年の52.1時間から44.7時間への削減ということで、中学校については目標達成に向けて中学校固有の活動の見直しが必要とされている。

平成31年1月25日の中央教育審議会の答申は、学校における働き方改革に向けた5つの方向性を示しているが、答申とあわせて示された「公立学校の教員の勤務時間の上限に関

するガイドライン」の遵守に向けては大きな課題があり、効果が期待できる業務改善策は早急に実施、全校展開することが求められるとされている。

早期の実施が難しいと考えた検証テーマ以外を来年度から実施することが期待される。業務改善策の実施に向けては、作業部会等で指摘されました課題解決策を検討することや、各校の取り組み事例の共有などの業務改善策を推進する仕組みづくりが必要とされている。

目標達成に向け、中学校は独自の長時間勤務の要因である部活動にかかわる時間の削減策の検討、追加が必要であるとされている。小学校は試算結果から全体の平均時間外勤務時間は月30時間を下回ることが見込まれるが、全小学校で月30時間を下回するためには、時間外勤務時間の多い教員について、業務時間に差が生じる要因として考えられる「会議におけるルールづくり」や「学校で行っている地域対応」に関する業務改善策を実施するとともに、来年度から全校展開が期待される業務改善策を行っていくことにより、目標達成が期待できるとされている。

また、中学校は小学校同様の施策により、時間外勤務時間の削減が期待できるものの、試算結果から目標達成に向けては中学校独自の要因に対する削減策の検討、追加が必要とされている。

今後、本最終報告書、中央教育審議会からの学校における働き方改革の答申及び文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、事務局において長時間勤務の解消に係る方針等の案を作成する。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今回の外部委託の最終報告は、いろいろ実態そのものをよく分析をされてできているということで、非常に細かく出ていますから、これはこれでよかったと思いますが、これから指針を作って取り組むにあたっては、単にこのとおりのことを踏襲するのではなくて、切り口も多方面からみていただければありがたいと思います。

是非お願いしておきたいのは、1点目は、教員の場合は時間外といってもいろいろな業務があるので、本来は時間内にやるべきことが時間外に出てきたり、逆の場合があったりもすると思うので、大きな方針を立てて検討していただきたいということです。

大きな方針というのは、基本的には教員が本来やるべき業務とそれ以外の業務というのが文科省の中でも分けられていると思いますが、本来やるべき業務というのは削るわけにはいけないので、基本的にはいかに合理的に生産性を上げてやるかということで、そのた

めの方策ということだと思いますし、本来業務以外ということになると、ここはある意味で大胆になくしてしまうというような、メリハリをつけた方針ということです。

そういうような方針で検討していただかないと、なかなか3年以内に平均一月当たり30時間というのは難しいというふうに思います。今回の業務委託の富士通総研さんの提案は、個々の施策ということについてサポート制度の導入なり何なり、それはそれで非常に意義があると思いますし、それが導入できるということであれば、それはそれでいいと思うのですが、是非そういった本来業務とそれ以外という観点から、少しこういう施策の整理を今後検討するときに、あわせてやっていただければありがたいと思います。

もう一点は、平均が月80時間以上の長時間の勤務者ということで見ると、詳細な報告書の中では小学校の場合は副校長、あるいは教頭がほとんどで、中学校の場合は教頭、副校長というのが5%ぐらいであるのに対して、それ以外は一般のところで部活だということなので、小学校については副校長、教頭の業務のあり方そのものをどういうふうに見たらいいかということだと思いますし、中学校の場合は今まででも議論していますけれども、やはり部活ということで、そういったような観点も含めて今後検討していただければありがたいと思います。

【森末委員】 今回の報告、調査ですけれども、大きく2点があるのかなと思います。

1つは別途やっております部活動の話、もう1点で今回出てきたのは、地域行事に関する点です。必要性和負担感、何かアンバランスになっているねという話があります。

ただ、これを本当にやめたときにどんなデメリットがあるのかとか、そういうことは学校、あるいは地域の実情を聞きながら考えていかないとはいけません。もちろんそのときに各学校で対応するのは難しいですから、ここで線引きをするのであれば、教育委員会のほうで通知を出すなりして、この程度にとどめます、御理解ください、地域に対してそういうふうな形で持っていくということが必要だと思います。その前提には必要性は少ないけれども、やめたときにどんなデメリットがあるのかということもじっくり検討した上で線引きをして、教育委員会のほうから通知するという形が必要かなと思います。

【巽委員】 現状が明らかになったということはすごくよかったかなというふうに思っています。私からは2点ありまして、1点目は、今後教育委員会で方針案や、ガイドラインを作成するということですが、作成に当たっては、やはり現場の先生ともあわせて一緒に考案していただきたいと思います。

例えば期待する効果ということで、富士通総研さんが上げていただいていることについ

て、実際現場の先生が見たときに、これは効果的だねとなるのか、いや、これはデータ上の話で現場はそれどころじゃないのだというような話もあるかと思いますので、現場の声を存分に酌み取っていただいて、ガイドラインを作っていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、有給休暇取得という意味では学校の先生は学期中にはなかなかとれないのかなというふうに思いますが、例えば夏休みなどはまとまってとれると思いますので、休日の地域のイベントなどもあると思いますが、代休や有給休暇もできるだけとりやすいような形にしていきたいなというふうに思います。

【窪田課長】 現場の声ということでは、業務改善のワーキングを設置しており、そこには学校の先生にも入っていただいておりますので、今回の報告書なり文科省の答申なりを受けて、具体的にどういう方策をとれば、学校現場に即したようなものになるかということは検討してまいります。

【平井委員】 働き方改革を推進する場合、校務の効率化や持ちコマのカウントの仕方等を変えていかなければ、なかなか時間厳守等は難しいと思います。

これは、教育委員会事務局が中心となって具体的な校務の効率化の手引きや持ちコマをどのように位置づけるかという方向性を模索するリーダーシップをとるということです。今までは17とかホームルームを足して18とか言っていたのを、授業換算が13や14でよいけれども、会議の持ち方も全部平常授業の中に組み込んでしまって1と数えるとか、というふうな大胆な考え方をしないと、なかなか長時間労働は是正できないと思います。

また、公立中学校の場合、特に大阪市を俯瞰すると、学力低位層などの生徒たちに対して、先生方がボランティア的に放課後に教えているということも聞くわけです。それはたいへんありがたいことなのだけれども、ただ現実問題、時間的なことを言うと完全にオーバーしてしまうから、アウトソーシングしてプロポーザル制で外部の教育機関に協力してもらおうといったことを考えてもよいのかなというふうに思います。

あと、学校現場で時間を要するのが保護者対応です。対応の仕方について、ある一定の線引きをして、具体的な対応ガイドラインを示していかないといけないのではないのでしょうか。教員というのはやはり生徒のことを第一に考えているし、時間が過ぎても保護者からも電話がかかってきたら誠意をもって対応しているので、そのあたりも考慮しつつ、なんらかの手引きが必要なのかなという気がします。

会議のあり方についても、特に小学校の場合は全科担当でありますから、1限目から5

限目までして、それから会議となるとなかなか時間内に帰れません。やはりその中で学校側、教育委員会側がしていったほしいなと思うのは、会議の時間の設定などです。

30分以内というとは最初は抵抗があると思いますが、できないことはないわけで、事前に資料を全部渡しておいて議論だけするとか、そういった具体的な時間を短縮させる方式というのを考えていけばよいと思います。

なかなか学校ではやろうと思っていても、人間関係があって、そこを見ながらやるので踏み込めないところがあります。その意味で一定の共通項をつくって、それを示すことによって、学校長は学校運営しやすくなるので、考えてもらえたらと思います。

【山本教育長】 今年からスクールサポートスタッフの導入を予定していると思います。導入にはマニュアル等の整備などの課題解決が必要とありますが、これはできていますか。

【田中課長代理】 スクールサポートスタッフは、今年度から配置予定の学校も、既に配置している学校もあります。配置にあたっては、こういったコンサルタント会社からの報告書の中で、こういう点が言われていますと、あるいはこういう実証をしましたといった方法につきましても、教職員人事担当へ伝えており、その中で周知されているものと考えています。

【山本教育長】 実際の導入に当たっては、一般の方向けですので、誰が見てもわかるようなマニュアルを整備したほうがよいと思います。

各委員のお話と同じですが、これをもう少し細かくかみ砕いて各学校現場の意見も聞きながら、進めていかなければいけないと思います。中学校で一番大きいのはやはりクラブ活動だということですが、部活動指導員も少しずつ数が伸びているのは、やはり中身をいろいろ各学校現場とのコミュニケーションの中でより良い運用に変えていく作業と並行してはじめて負担軽減につながっていくのだらうと思います。

地域との関係は、教務部だけではなかなか難しい課題だと思います。いろいろな困難な課題を教育以外の分野で解決していくときに、地域のサポートをどこまで求めていくのかという形で、地域との関係を整理すると、実際にどれぐらい影響があるのかということを考えて、地域にお願いしていくという形で進めていくことができればいいのではないかなと思います。

有意義な話をいただけたと思います。大きい問題ですし、今回はあくまで調査結果の報告ですけれども、どこかでまた整理して、大きい議論もやっていかなければならないと思いますので、そういった意識を持ちながらまたよろしくお願ひしたいと思います。

報告第10号「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案」から報告第12号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第10号は、国において長時間労働是正及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点から、時間外の勤務時間の上限規制が導入されることに伴い、本市においても時間外勤務を命ずる時間の上限等を定めるため、規則の一部を改正するものである。

本改正規則の対象職員は、学校園に勤務する教職員である。ただし、このうち労働基準法第36条の協定の対象となる学校事務職員については、協定の内容が適用されることとなる。また、教員については、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第6条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令による時間外勤務は、いわゆる超勤4項目に限られるということから、今回の上限規制もこの4項目のみが対象となる。

上限規制は、原則として1カ月における時間外勤務を命ずる時間を45時間以下にするとともに、1年における時間外勤務を命ずる時間を360時間以下とした。

ただし、災害対応等その他重要、緊急性が高い業務に従事する場合は、これとは別に時間外勤務時間数を計上する。

報告第11号は、職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から臨時的任用職員の休暇制度について改正を行うとともに、時間外勤務命令の上限規制を行うために、規則の一部を改正するものである。

休暇関係は3点改正がある。

1点目として、病気の治療と仕事の両立の観点から、これまで1日単位でしか取得できなかった病気休暇を定期的な診断、または治療を受けることが生命の維持のために必要であるときに限り、時間単位で取得できることとする。具体的には抗がん剤治療のための通院等を想定している。ただし、こちらの制度改正については、月額の臨時的任用職員である教員のみがその対象となる。

2点目として、LGBTなどの性的少数者に配慮する観点から、配偶者の定義を変更する。これにより、パートナーのいるLGBT等の職員に概要の記載の特別休暇を取得することができることになる。ただ、日額の臨時的任用職員である学校事務職員については、



このうち結婚休暇、忌引休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇のみが取得可能とる。

3点目として、職業生活と家庭生活の両立の支援の観点から、現在小学校3年生までの子を看護する際に取得可能な子の看護休暇を、対象となる子が中学校就学の始期、つまり小学校6年生である場合まで取得可能となるよう、年齢要件を緩和する。

なお、本務の教員、学校事務職員等の休暇について規定をしている人事委員会規則も同内容の改正がされている。

時間外勤務命令の上限規制については、学校園に勤務する臨時的任用職員についても、先ほどの報告第10号と同様の時間外勤務に関する上限規制を行っていく。

報告第12号は、学校園に勤務する管理作業員及び給食調理員の休暇制度及び時間外勤務命令の上限規制に関する規則改正であり、改正の内容は、報告第11号と同様である。

いずれの規則についても、関連法令の施行期日が平成31年4月1日であったことから、同日に施行する必要があるとあり、平成31年3月29日に教育長急施専決処分を行ったため、本日教育委員会教育長専決規則第2条2項に基づき報告する。

質疑の概要は次のとおりである。

【巽委員】 報告第10号災害対応等その他重要、緊急性が高い業務に従事する場合というのはどれくらいのレベルを想定していますか。

【石橋係長】 教員の場合は超勤4項目に該当する場合であり、具体的には、大震災が起こって、児童生徒を保護しなければいけないような場合を想定しています。

【森末委員】 L G B Tの方の休暇取得について、休暇を申請するときにパートナーが同性ですよというふうなことを申告されるのか、もともとパートナーがいらっしゃるということについて、教育委員会に報告しているのか、それはどんなイメージですか。

【石橋係長】 取得される際に、L G B Tのパートナーとして届け出されているという証明書を添付の上で休暇の申請をしていただくという形になりますので、逆に言うと申請がない限り我々としてもその辺は把握していないということになります。あらかじめパートナーがいらっしゃるということはいただかない形になっています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第12号「大阪市教育振興基本計画の中間評価及び見直しについて」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成30年度末で現行計画の中間を迎えたが、2年間の取組状況を評価し、進捗に課題のある施策について取組内容の変更、修正、追加を行う。

現行計画に掲げる施策のさらなる推進が必要なものとして、ICTを活用した教育のさらなる推進、いじめ、不登校等への対応、日本語指導の充実を掲げている。

ICTを活用した教育については、振興基本計画ではスタンダード授業モデルの着実な実施、校内LAN関係の整備を定めていたが、今年度で環境整備を終え、今後はその活用も含め成果を上げる取り組みを推進していく必要がある。また、この分野での技術の進歩は目覚ましいので、今後機器整備についても中長期的なビジョンが必要になっている。

いじめ、不登校等への対応は、進捗においても課題があると同時に、国において義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律が制定されており、その趣旨を踏まえ、現在の目標である不登校児童生徒数の在籍率減少というものについて、これを変更することも含めて考えていく必要がある。

日本語指導の充実については、現在、日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、これまでの支援を超えた対応が必要となっている。加えて、昨年6月に閣議決定された国の第3期教育振興教育基本計画や、改正された入国管理法など、日本語指導が必要な児童生徒の教育、それから就学支援に係る対応が必要となっている。

次に、新たに取り組むべき課題、施策として、大学と連携した人材育成を掲げている。現在、大阪市の教員は、採用10年以下の経験の浅い教員がその半数を占めており、その資質向上と優秀な教員の確保が学力向上を進める上で大きな課題となっている。教員の養成から採用、その後の育成に至るまで、教員養成系の大学などと緊密な連携を図り、優秀な教員の採用、育成に努めるとともに、学び続ける教員を支援して、児童生徒の学力向上に努めていくべきであるということで取り組んでいく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今回基本計画の中間見直しをして、それは来年度に使うということですか。それとも次期の計画策定にも使って5年計画にするということですか。

【川本政策推進担当部長】 残りの1年は修正したものを使うということです。見直しの趣旨で、さらに次の計画につなげるということについても検討していく予定にしています。

【大竹委員】 そうすると、次期計画をいろいろとつくっていくのは、また来年度とい

うことですか。

【川本政策推進担当部長】 調査は今年度やりますが、実際に総合教育会議を開いて作るのは来年度になります。

【大竹委員】 そういう面で、今の問題点は早期にいろいろ取り入れられていて、それも含めてまた来年度検証するということですか。

【川本政策推進担当部長】 はい。

【森末委員】 不登校の問題が右肩上がりになっているという課題があり、なぜこうなったのかという検証が必要になってきます。議案が違いますが、先ほどの富士通総研の報告書の中で、専門職の配置に関するヒアリング結果がありまして、スクールカウンセラーの中には学校に登校しなくてもよいとアドバイスするとか、そんなことが書いてありました。不登校になるというのもいろいろ理由があって、無理矢理学校に来させてそれで大変なことになっていけないので、そのアドバイスもあながち間違っているとは言い切れないのですが、実際に何が原因でこうなっているのかというところは検証しないと修正できないなと思っています。

【川本政策推進担当部長】 実態調査も考えないといけないかなと思います。義務教育の機会確保の法律というのは、学校だけではなくていろいろな機会を与えるということであり、必ずしも来させるという目的ではないということなので、この指標自体もこれを踏まえて考えていかなければいけないと思っています。

【平井委員】 ICTを活用した教育ということで、アダプティブ・ラーニング、つまり、個別最適学習が叫ばれています。これは、生徒それぞれの到達度に合わせて、ICT機器を使って自律学習させるということです。ICTは全国的なレベルで普及していますが、なかなか定着していません。その中で今問われてきているのがEdTechですので、具体的にどうするかということを検討されてもよいのではないかなと思います。

いじめとか不登校というのはいろいろな要因があるけれども、やはり早期発見が極めて重要です。もっと言えば、教員と生徒が対峙して、どれだけコミュニケーションをとるかということです。その部分というのを形にするのはなかなか難しいですが、方法論的に各学校に落とし込めるような体制づくりをしておくというふうにはないかなというふうに思います。

日本語指導の充実は極めて重要かと思います。アジアのほうから次々と大阪へ来られ、日本語が全くわからない子もいるわけで、やはり日本語学級を設定する必要があるのかな

と思います。中国語を使って日本語を教える先生というのはまずいないわけですが、日本語指導の充実というのは具体的に日本語学級をどれぐらいつくるのかということや、あるいはアウトソーシングする方法も少し検討されたほうがよいのかなと思います。

最後に、新たに取り組むべき施策で、大学連携があります。先般、1月に国立大学協会のほうからAOと推薦入試について、国立大学が30%まで引き上げていくということなのです。恐らく2～3年たつとさらに引き上げていくのではないのでしょうか。

そうすると、大学連携の中で教員を育成していくときに、地域枠も活用する形で大阪市独自の高大接続というのをそろそろ考えられてもよいのかなと思います。

小学校の英語教育については、次期学習指導要領では3・4年生は外国語活動ですが、5・6年生は教科化されて評価しなければなりません。大阪市は、1年生に前倒しでされているので、何をやっていくのかということも今後検討課題とされたほうがよいのではないかと思います。

【大竹委員】 今回の8対策19項目、施策の結果論でいくと、9項目はA評価で10項目はB評価ということで、やはり施策を見直していく必要があります。実際どのような施策をやると2年前に立てた目標をクリアできるのかということを見直さないと、評価はA、Bということで出てきているにしても、評価して終わりではありません。やはり施策の中身まで精査をしていかないと、なかなか残り期間では達成できないので、ぜひその施策の評価、具体的な展開の仕方というものをもう一度見直していただいて、当初の目標そのものをクリアするような努力をしていただきたいなと思います。

【山本教育長】 今回の議論の中でいいますと、目標の達成状況を見るとときに、確かにいろいろ課題が大きいことも事実ですが、果たして目標としてふさわしいものなのか、達成状況が芳しくないから変えろとか、そういう議論ではなくて、やはりある程度客観的な形で達成ができたかどうかを見るという視点が必要で、もう少し一つの目標の狙いをきっちりと置いてやっていかなければなかなか難しいのかなと思います。

それから、これは市政改革にもかかわるものなので、勝手な目標設定の考え方はとれませんが、大阪市の場合、やはり400から500の学校があって、地域事情もばらばらの中で、効果性の高い目標設定等をいろいろな改善サイクルに乗せていこうと思うと、ある程度具体的に中身を見ていかなければ、総論的な話になっていくのかなという気はします。そのあたりも含め、何が本当に今の大阪市の置かれた状況の中で意味のある目標達成状況と評価結果になるのかということも、一度議論してみるのもいいのではないかと思います。今

日は良い問題提起を受けたと思うので、もう一度その部分も含めて進めていくような形もこのタイムスケジュールの中で考えて、いろいろ議論していくのも良いのではないかと考えておりますので、その過程の中で各先生方からいろいろなご意見をいただいて、中身の充実に努めてまいりたいと思います。

議案第34号「市会提出予定案件（その10）」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

西淀川区佃南小学校を廃止するため、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案を市会に提出する。施行は令和2年4月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第13号「学校適正配置再編基本計画の年度末状況について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校配置の適正化は、大阪市教育振興基本計画において、重点的に取り組むべき施策の一つと位置づけられている。

大阪市学校適正配置審議会平成22年2月答申に基づき、適正化の対象は11学級以下の学校としている。全小学校287校のうち83校が適正配置の対象校となっている。

学校配置の適正化の進め方については、平成26年3月に策定した「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」に基づき、区担当教育次長である区長が広く区内の教育環境や教育内容の充実、地域コミュニティの活性化、まちづくりの観点からも保護者、地域住民や学校長の意見を聞きながら、主体的に進めていくこととしており、学校適正配置再編基本計画案を作成して取り組んでいるところである。

進め方として、各区で対象校と取り組みの優先順位や適正配置の手法などを検討し、12学級以上となるように取り組むこととしている。未来を担う子供たちを健全育成するため、子供たちのより良好な教育環境を構築するという観点で、地域や区長、教育委員会が一丸となって取り組みを進めて、保護者や地域住民が主体的に学校づくりにかかわっていただけるような環境、検討の場をつくることとしている。

また、統合を進める上で配慮すべきことや統合される新たな学校の教育環境などにおいて配慮すべき事項について、保護者や地域住民、関係諸機関との協議、調整及び連携を

図り、教育委員会として可能な限り支援を行うこととしている。

なお、統合によって廃校となる学校跡地については、区長を中心として関係局とも連携を図りながら、個々の学校跡地に係る地元の住民の方々の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に活用方策を検討していくこととしている。

今後、順次検討、協議を進めていく。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---